

暮らしのお知らせ

事業所ごみの処理方法

一般家庭用の集積所には出せません

飲食店や店舗、事務所などの事業所から発生する一般廃棄物(ごみ)は、一般家庭用の集積所に出すことはできません。

事業所のごみは、いずみ清掃工場またはリサイクルプラザへ直接搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなどしてください。

分別方法

「燃やせるごみ」「ビニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、業務用推奨袋、透明または半透明の袋に入れてください。

下総・大栄地区の場合は「可燃ごみ(ビニール・プラスチック・ゴム製品、発泡スチロールは取り除く)」「ビン・カン」「不燃ごみ」に分別し、透明または半透明の袋に入れてください。

処理方法

○ごみ処理施設へ直接搬入する場合

- ・「燃やせるごみ」(下総・大栄地区は「可燃ごみ」)：いずみ清掃工場(☎36・1689)へ
 - ・「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」(下総・大栄地区は「ビン・カン」「不燃ごみ」)：リサイクルプラザ(☎36・1000)へ
- 処理には1キログラム当たり21円掛かります。搬入の際は、社員証など事業所名や所在地が記載されたものを持ってきてください。
- 「ビニール・プラスチック類」(下総・大栄地区は「ペットボトル」や「可燃ごみ」から取り除いたビニール・プラスチック・ゴム製品、発泡スチロール)は、直接搬入できませんので、収集運搬許可業者に委託してください。
- 収集運搬許可業者に処理を委託する場合
- ・成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ

産業廃棄物の処理

産業活動から生じる「産業廃棄物」は市では処理できません。事業者は自ら処理するか、県の許可を受けた「産業廃棄物処理業者」に委託するなど適正に処理してください。詳細は県印旛地域振興事務所地域環境保全課(☎043・483・1138)または県廃棄物指導課指導企画室(☎043・223・2757)へ問い合わせてください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

井戸水などの水質検査 申し込みは 食品衛生協会へ

食品衛生協会では、食品事業者や市民からの水質検査の依頼を次の通り受け付けています。

予約受付日時 月々 金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時
 予約受付場所 印旛保健所管内食品衛生協会(佐倉市)

検査方法 水曜日(祝日の場合は木曜日)の午前9時30分～11時に、当日採取した井戸水などを

市内の農産物などの放射性物質検査の結果

6・7月に検査した野菜・果樹については、放射性物質が基準値以下でした。

県の精密検査の結果

単位：ベクレル/kg*1

品目	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム134と137の合計*2
ブルーベリー	6月20日	検出せず(2.0未満)*3	検出せず(2.7未満)	検出せず
コムギ	6月20日	検出せず(2.4未満)	検出せず(3.1未満)	検出せず

市の簡易検査*4の結果

単位：ベクレル/kg

品目	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム134と137の合計
メロン	6月22日	検出せず(7.96未満)	検出せず(6.91未満)	検出せず
トウモロコシ	7月3日	検出せず(7.98未満)	検出せず(7.12未満)	検出せず
シロウリ	7月11日	検出せず(8.46未満)	検出せず(7.40未満)	検出せず

*1 ベクレルとは、放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表す
 *2 放射性セシウムの合計は、セシウム134とセシウム137を合算して有効数字2桁に四捨五入したものの数字
 *3 「検出せず」とは、検出限界値未満であることを示す。検体の測定時における検出限界値は、かつこの数字
 *4 市の簡易検査はNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータによる測定
 基準値 ○一般食品…放射性セシウム 100ベクレル/kg
 ※くわしくは農政課(☎20-1541)へ。

同協会に提出
 料金 Ⅱ会員(食品事業者関係者)6,000円、一般7,000円
 結果報告 Ⅱ約2週間後に検査機関

から郵送
 ※くわしくは印旛保健所管内食品衛生協会 ☎043・483・179)へ。

市長日誌

7月1日～15日

1日	成田空港圏日本語スピーチ大会 社会を明るくする運動街頭キャンペーン 監査委員辞令交付式
2日	サンプルノゾ市中学生友好訪問 副市長就任式 コンプライアンス審査会委員委嘱状交付式 高速バス「東京シャトル」開業記念式典
3日	ジェットスター・ジャパン国内線就航式典 建設工事表彰式
4日	首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議総会 こども茶論
7日	千葉県スポーツ少年団成田市卓球交流大会
10日	利根川下流地区河川愛護協会総会
11日	成田警察管内暴力排除連合会総会
12日	子どもを守る地域ネットワーク代表者会議
13日	原水爆禁止国民平和大行進 社会を明るくする運動成田市大会
15日	「成田の地域遺産写真展」と「日本の世界遺産」展



開業記念式典であいさつ(2日)

農業用施設の水路

子どもを遊ばせないで

農業用施設の水路などで、子どもの水難事故が、特に休日や夏休みに多く発生しています。水路や水門、揚水機場、排水機場などの近くで、子どもを遊ばせないように注意してください。

※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

8月1日は「水の日」

貴重な資源を大切に

水への関心を高め、理解を深めてもらうと8月1日は「水の日」に定められています。わたしたちが毎日使う水道水は、地下水と河川水が水源です。水を

使うときは節水を心掛け、限りある資源を大切にしましょう。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

公共下水道

接続は速やかに

公共下水道の利用ができるようになると、3年以内に水洗トイレに改造することが法律で義務付けられています。

台所や風呂、洗濯などの雑排水や汚水を公共下水道に直接流すための排水設備もなるべく早く設置してください。

市では、下水道供用開始の公示後1年以内の工事の場合は3万円(1年を超え3年以内の工事は2万5,000円)の改造資金補助金の交付、融資のあっせんや利子

補給(借入額30万円が限度)をしています。

排水施設の接続は指定工事店で

排水設備工事は衛生上、重要ですので定められた基準に従って正しく施工する必要があります。工事は指定工事店に依頼しましょう。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

農業用廃プラスチック

回収を再開

千葉県園芸用プラスチックリサイクルセンターでは、一時延期していた使用済み農業用ビニール資材やポリエチレン資材など農業用廃プラスチック類の受け入れを再開しました。

これに伴い、市農業用廃プラスチック対策協議会では農業用廃プ

市内の放射線量測定結果

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
市役所(花崎町)	7月9日	0.12	0.12	0.12
	7月17日	0.12	0.12	0.15
	7月23日	0.12	0.13	0.15
下総支所(猿山)	7月9日	0.12	0.12	0.12
	7月17日	0.13	0.13	0.14
	7月23日	0.12	0.14	0.14
大栄支所(松子)	7月9日	0.09	0.09	0.09
	7月17日	0.10	0.11	0.09
	7月23日	0.10	0.11	0.10
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	7月9日	0.10	0.11	0.11
	7月17日	0.11	0.11	0.09
	7月23日	0.11	0.12	0.13
幡谷大気測定局(久住体育館隣り)	7月9日	0.11	0.11	0.11
	7月17日	0.12	0.12	0.14
	7月23日	0.12	0.12	0.12

※小中学校の通学路261地点の測定結果については、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kyoshido/std0058.html>)に掲載しています。各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

プラスチック類の適正な処理を推進するために、地区ごとに行っていた回収を再開します。回収の際は放射線量の測定を行うなどの新しいルールが適用されます。回収・処理を希望する人は、事前に同協議会へ登録してください。

袋 育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは回収対象外です。産業廃棄物処理業者などに委託してください。

※くわしくは農政課(☎20・1541)、下総支所農産土木課(☎96・1112)、大栄支所農産土木課(☎73・8063)へ。

小中学校の通学区域

指定学校変更や

区域外就学が可能です

市立の学校に就学する児童・生徒は、あらかじめ定められた通学区域(学区)の学校に通学することが原則です。ただし、事情があつて学区以外の学校へ通学を希望する場合には、保護者の申し出によ

り指定学校変更や区域外就学が認められることがあります。

指定学校変更

市内に住む児童・生徒に対して、定められた学区以外の市立小中学校への通学を認める制度

区域外就学

市外に住む児童・生徒に対して、成田市立小中学校への通学を認める制度

指定学校変更や区域外就学の要件は左表の通りです。新年度からこの制度を利用したい人は、学務課へ早めに申し出てください。

新1年生の指定学校変更

来年度小学校へ入学する新1年生で指定学校変更を希望する人は、就学時健康診断の通知が届いたら、学務課へ申し出てください。申し出が遅くなると就学前児童

指定学校変更・区域外就学の要件

理由・事例	指定学校変更	区域外就学
地理的条件や通学路の安全を確保する場合	○	—
小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する場合(注1)	○	—
中学校への通学距離がおおむね2.0km以上で、より近い中学校への通学を希望する場合(注1)	○	—
下校後の小学生を祖父母などが養育する場合	○	○
児童ホームに通う場合	○	—
住宅の建て替え・購入などによる場合	○	○
最終学年(小6・中3)になってからの住所変更がある場合	○	○
家庭の事情により住民票の異動が困難である場合	○	○
日本語指導などの支援を必要とする場合	○	—
児童・生徒の身体的理由による場合	○	○
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合	○	○
小中学校へ入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する場合	○	—
小中学校へ入学後の市外転居で、一時的に転居前の学校への通学を希望する場合	—	○
指定学校変更を承諾された児童が、変更後の小学校の学区の児童が進学する中学校への通学を希望する場合	○	—
兄弟姉妹の指定学校変更に伴う場合	○	—
兄弟姉妹の特別支援学級就学に伴う場合	○	—
指定学校に希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する場合(注1)(注2)	○	—

(注1)学校の収容力などにより、制限があります

(注2)成田市立中学校に新たに入学・転校する児童・生徒が対象となります

を対象とした学校での行事に参加できないことがあります。

部活動を理由とした指定学校変更

部活動を理由とした指定学校変更を希望する人は、9月10日(月)10月31日(水)に申し出てください。11月の指定した日に親子で部活動を参観し、最終の意思確認を行います。入学後に希望した部活動を変更することは認められませんので、家庭で十分話し合ってから申請してください。

学区再編に伴う指定学校変更

公津の杜中学校の新設により学区の一部が変更されます。それに伴う指定学校変更は、現在通学している学校を通じての手続きとなります。

学区は、学務課ホームページ
<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/gakumu/gakumu.htm>に掲載されています。
 ※くわしくは同課 ☎20・1581へ。

優良建設工事の表彰

施工技術の向上のために

市では、建設工事の施工技術の向上と建設業者の育成を目的に、

市が発注した建設工事を優良な成績で完成した建設業者を表彰しています。平成23年度は次の通りです。

優良建設工事Ⅱ野毛平配水場建設工事(建築工事)(施工(株)ナリコー)、田町地先配水管路耐震化

工事(施工(株)東邦建設)、準用河川整備工事(長津川)(施工(株)国井組)

※くわしくは契約検査課 ☎20・1515 または同課ホームページ
<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/keiyaku/index0001.html>へ。

ペットボトルの回収

リサイクルにご協力を

ペットボトルは、キャップを外し、ラベルを剝がし、中身を軽くすすぎ、ボトルをつぶしてから各地域リサイクル団体またはペットボトル店頭回収協力店へ出してください(下総・大栄地区は収集日に集積所へ)。

キャップ・ラベルは、指定のごみ袋に入れて出してください。
 ※くわしくはグリーン推進課 ☎20・1530へ。